

松江市コンビニ交付Q & A

サービスの概要について

Q 1) コンビニ交付とはどのようなサービスですか？

A 1) マイナンバーカードを利用して、松江市が発行する住民票などの証明書を全国のコンビニエンスストアのマルチコピー機から取得できるサービスです。

Q 2) 松江市のコンビニ交付はいつからですか？

A 2) 平成29年1月4日（水）からです。

Q 3) コンビニ交付を利用できるのはどんな人ですか？

A 3) 松江市に住民登録（現在の住民票）がある人です。戸籍証明書については本籍が松江市にある人に限ります。

Q 4) コンビニ交付を利用するためには何が必要ですか？

Q 4) 「マイナンバーカード」と「手数料」が必要で、操作時には「4桁の暗証番号」（利用者証明用電子証明書）の入力が必要です。

※通知カード、住民基本台帳カード、印鑑登録証ではコンビニ交付の利用はできません。

Q 5) コンビニ交付が利用できるコンビニはどこですか？

A 5) 全国の「セブン-イレブン」、「ローソン」、「ローソンポプラ」、「ファミリーマート」などのコンビニエンスストア等です。

※松江市内にある店舗だけではなく、全国の上記店舗で利用できます。

※マルチコピー機（コピーやファックス等の機能がある複合機）が設置してある店舗に限ります。

Q 6) コンビニ交付で取得できる証明書の種類と手数料は？

A 6) ・住民票の写し	1通300円
・印鑑登録証明書	1通300円
・所得証明書	1通300円
・課税（非課税）証明書	1通300円
・戸籍証明書（全部・個人事項証明書）	1通450円

※手数料は窓口で取得する場合と同額です。

Q 7) コンビニ交付の利用可能時間と利用できない日は？

A 7) 利用可能時間は、平日休日を問わず午前6時30分から午後11時までです。（戸籍証明書は午前8時30分から午後5時15分まで）利用できない日は、12月29日から1月3日までの年末年始とメンテナンス（不定期）を実施するときです。

※メンテナンス日時は松江市ホームページ等にてお知らせいたします。

Q 8) コンビニではどのような手続きが必要ですか？

Q 8) コンビニ交付の利用は、コンビニの店員に依頼するのではなく、ご自身でマルチコピー機を操作していただき証明書を取得します。初めにマルチコピー機の「行政サービス」を選択し、所定の位置にマイナンバーカードを置き暗証番号を入力後、あとは画面の指示に従って操作を行うだけです。

住民票について

Q 9) コンビニ交付で取得できる住民票の写しは誰のどんな種類ですか？

A 9) マイナンバーカード持ち主の「本人のみ」、「世帯全員」、「世帯の一部」の現在の住民票の写しが取得できます。世帯分離をしている場合など別世帯の住民票、転出者や死亡者の除票、履歴のわかる住民票、住民票記載事項証明書は取得できません。

Q 10) コンビニ交付で取得できる住民票の写しに、本籍・国籍や続柄は記載できますか？

A 10) 日本人の本籍・筆頭者氏名、外国人の国籍・在留資格等、日本人外国人ともに世帯主氏名・続柄を記載することができます。(記載の有無を端末で操作します。)

Q 11) マイナンバー(個人番号)を記載した住民票の写しはコンビニ交付で取得できますか？

A 11) 取得できます。(記載の有無を端末で操作します。)

※マイナンバー(個人番号)の提出を受けられるのは、法律により国の行政機関や地方公共団体、社会保障・税・災害対策を行う民間事業者等に限定されています。住民票にマイナンバーの記載が必要かどうかをよくご確認の上ご請求ください。

Q 12) 住民票コードを記載した住民票の写しはコンビニ交付で取得できますか？

A 12) 取得できません。窓口か郵送にてご請求ください。

印鑑登録証明書について

Q 13) コンビニ交付で取得できる印鑑登録証明書は誰のものですか？

A 13) マイナンバーカードの持ち主である本人分のみです。同一世帯でも本人以外の印鑑登録証明書は取得できません。

※印鑑登録証明書の交付には、事前に印鑑登録手続きを行っていただく必要があります。

Q 14) コンビニ交付で印鑑登録証明書を取得する際に、印鑑登録証は必要ですか？

A 14) 必要ありません。なお、窓口で請求する場合は今までどおり印鑑登録証が必要です。

所得・課税(非課税)証明書について

Q 15) コンビニ交付で取得できる税証明書は誰のどの種類ですか？

A 15) マイナンバーカードの持ち主本人分の「所得証明書」及び「課税(非課税)証明書」が取得できます。また、最新年度を含めて5年度分の証明書を取得できます。

※マイナンバーカードの持ち主本人以外の所得・課税(非課税)証明書は取得できません。

※納税証明書や固定資産証明書は取得できません。

Q 1 6) コンビニ交付で所得証明書や課税（非課税）証明書が取得できませんでしたが、なぜですか？

A 1 6) 証明書発行年度の課税が松江市でない場合や、未申告等の理由により税情報がない場合が考えられます。この証明書は、原則として発行年度の1月1日現在に住所のあった市区町村で発行することになります。（令和2年度（平成31年分）→令和2年1月1日に住所のあった市区町村）詳しくは市役所市民税課までお問い合わせください。

戸籍証明書について

Q 1 7) コンビニ交付で取得できる戸籍証明書は誰のどの種類ですか？

A 1 7) マイナンバーカードの持ち主本人が現在在籍する戸籍謄本（全部事項証明書）、持ち主を含めて同じ戸籍に現在在籍する人の戸籍抄本（個人事項証明書）が取得できます。戸籍の附票や除籍・改製原戸籍、身分証明書はコンビニ交付では取得できませんので、これらの証明書は窓口か郵送にてご請求ください。

Q 1 8) 住所は松江市ですが本籍は市外です。コンビニ交付で本籍地の戸籍証明書は取得できますか？

A 1 8) 市区町村によって対応は異なりますので、対応しているかどうかや必要な手続き等については本籍地の市区町村役場へ直接お問い合わせください。

Q 1 9) 住所は市外ですが本籍は松江市です。コンビニ交付で松江市の戸籍証明書は取得できますか？

A 1 9) 事前に利用登録申請を実施していただくことで、取得できるようになります。申請は、キオスク端末経由又はインターネット経由で行うことができます。

※申請時から3営業日後までに手続きが完了します。手続き完了後から松江市の戸籍証明書を取得できます。

Q 2 0) 市役所の開庁時間外や休日に戸籍の届出をしましたが、その届出が反映された戸籍証明書はすぐにコンビニ交付で取得できますか？

A 2 0) すぐには取得できません。戸籍届出後の処理が完了するまでは、窓口・郵送でもコンビニ交付でも該当の戸籍証明書は取得できません。処理が完了するまで通常数日を要しますが、詳しくは市役所市民課までお問い合わせください。

その他

Q 2 1) コンビニ交付を利用するにあたり、プライバシーへの配慮はされていますか？

A 2 1) 松江市とコンビニのマルチコピー機は暗号化した専用回線で通信し、証明書の発行後はデータが消去されます。端末の操作、支払、証明書の受領はコンビニの店員ではなく全てご自身で行うため他人の目に触れることもありません。また、証明書やマイナンバーカードの取り忘れを防止するため、音声と警告表示で注意を促します。

Q 2 2) 暗証番号を間違えた場合はどうなりますか？

A 2 2) 暗証番号を3回連続で間違えて入力するとマイナンバーカードにロックがかかりコンビニ交付の利用ができなくなります。ロックがかかった場合や暗証番号を忘れた場合は市役所市民課にて再設定等の手続きが必要です。

Q 2 3) コンビニ交付で証明書を誤って取得してしまった場合、返金や差替はできますか？

A 2 3) 誤って取得した場合でも、コンビニ交付で取得した証明書の返金や差替はできませんので、必要な証明書をよくご確認の上ご請求ください。

Q 2 4) コンビニ交付でも手数料の免除は受けられますか？

A 2 4) 生活保護受給中などの理由で手数料の免除事由に該当する場合であっても、コンビニ交付では手数料を免除することはできず、後で返金することもできません。手数料の免除を希望される場合は平日に窓口にてご請求ください。

Q 2 5) コンビニ交付で交付される証明書の改ざん防止対策は？

A 2 5) コンビニ交付で交付する証明書は、窓口で使用する偽造防止用紙ではなくA4サイズの普通紙を使用し、印刷時に改ざん防止対策が施されています。コピーすると「複写」という「けん制文字」が浮かび上がりますし、裏面には「偽造防止検出画像」や「スクランブル画像」が印刷され、この「スクランブル画像」を使ってインターネット上の「問合せサイト」で証明書が改ざんされていないか確認することもできます。詳しくは、「J-LIS」のホームページをご覧ください。

Q 2 6) 証明書が複数ページになった場合は、どのように印刷されますか？

A 2 6) 世帯全員が記載された住民票の写しや戸籍謄本など、証明書が複数ページになることがあります。窓口ではホッチキス留めをしますがコンビニ交付ではホッチキス留めはできません。証明書の右上にはページ番号が、下部には電子契印という固有の番号が入りますし、認証文(例「…を証明します。」)や公印は最終ページにしか入りませんので、これによりひとつの証明書であることを判断します。

Q 2 7) 新規でマイナンバーカードの交付を受けた場合や松江市への転入に伴う継続利用手続きを行った場合、すぐにコンビニ交付の利用ができますか？

A 2 7) 窓口での手続き完了後、おおむね1時間程度で利用できるようになります。

※市内での転居や印鑑登録手続きなどは、手続き完了後おおむね10分程度で新しい証明書が取得できます。

※婚姻や出生などの戸籍届出についても処理が完了してから10分程度で新しい証明書が取得できますが、届出を行ってから処理が完了するまで数日かかる場合もあります。

※所得・課税(非課税)証明書は、税申告等により課税内容が変わった場合、処理を行った翌日から新しい証明書が取得できます。

Q 2 8) マイナンバーカードの有効期限内はコンビニ交付の利用ができますか？

A 2 8) マイナンバーカードの有効期限は10回目の誕生日まで(20歳未満の方は5回目まで)ですが、コンビニ交付に必要な利用者証明用電子証明書(4桁の暗証番号)の有効期限は5回目の誕生日までです。利用者証明用電子証明書の有効期限が満了となった場合、再度登録することでコンビニ交付の利用は可能です。

Q 2 9) マイナンバーカードを紛失しましたが、どうしたらいいですか?

A 2 9) マイナンバーカードを紛失したり盗難に遭った場合は、悪用防止のため下記へ連絡の上電子証明書等機能の一時停止を行ってください。併せて、最寄りの警察・交番へ遺失届を提出していただき市役所市民課にて再交付申請等の手続きを行ってください。

マイナンバー総合フリーダイヤル(無料) 0120-95-0178

※紛失等による一時利用停止の連絡は24時間365日受付可能。

マイナンバーカードが見つかった場合は、市役所市民課にて電子証明書等機能の停止解除手続きを行ってください。(電話での解除手続きはできません。)また、必要に応じて警察等へも発見の届出が必要です。

マイナンバーカードの保管や暗証番号の管理には十分ご注意ください。

【問い合わせ先】

松江市役所

○コンビニ交付全般については…市民課届出・証明発行係(電話:0852-55-5254)

○マイナンバーカードの交付については…マイナンバーカード交付促進室(電話:0852-55-5560)

○戸籍の届出については…市民課戸籍係(電話:0852-55-5255)

○所得・課税(非課税)証明書については…市民税課(電話:0852-55-5151)